

公益財団法人徳島県消防協会会費規程

公益財団法人徳島県消防協会の会費規程を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県消防協会会費定款第48条の規定に基づく、会員からの会費について、その使途等を定めることで、適正に公益財団法人徳島県消防協会（以下「協会」という。）としての活動を行うことを目的とする。

（会費の性質及び使途）

第2条 会員は、協会の活動を支援するため、会費として寄付金を納入する。

2 会費の扱いについては、公益目的事業及び法人運営に関する事業に充てる。

（結果の報告）

第3条 会費の使途については、定款第8条に規定する事業報告において明らかにする。

（途中経過報告）

第4条 事業の運営等に質疑があるときは、会員は協会に対して会費の使途についての説明を求めることができる。

（規程の改廃）

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

（補足）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関しての必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規程は、公益財団法人徳島県消防協会の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から適用する。